

定 款

(2024年11月25日)

藤倉コンポジット株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、藤倉コンポジット株式会社(英文では FUJIKURA COMPOSITES Inc.)と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入
 - (ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品
 - (イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品
 - (ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、降下式乗込装置、災害用救命装置および同一用途を有する製品
 - (エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品
 - (オ) 医療用品
 - (カ) 空気電池
 - (キ) 精密金型
 - (ク) 登山、山歩き用等レジャー用品
 - (ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品
 - (コ) 医薬品、医薬部外品
 - (サ) 福祉介護用品
- (2) 不動産の売買、貸借、仲介および管理
- (3) 倉庫業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業
- (4) 工業所有権・著作権等の知的財産権の取得、譲渡および貸与
- (5) 鑑賞用植物、野菜、果実等の栽培および販売
- (6) 発電事業およびその運営管理
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載するものとする。

第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告をして臨時の基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年4月1日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある毎にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長執行役員がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長執行役員に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により取締役中の1名がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第 16 条 総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第 21 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長執行役員がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序

に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会を招集するには、各取締役に対し会日の 2 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）から代表取締役を選任する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）から取締役会長、取締役社長執行役員各 1 名および取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し会日の 2 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開

催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会で別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において選任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過しても、受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 2023年6月開催の第144回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除および締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第1項および同条第2項の定めるところによる。